

第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本要領は、高萩市（以下「本市」という。）が実施する「第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に際し、専門的知識を有する者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定することについて必要な事項を定めたものである。

2 公募の概要

(1) 業務名

第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月19日（金）まで

(4) 見積限度額

金11,220,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各会計年度の上限額は以下のとおりとする。

令和元年度 4,290,000円

令和2年度 6,930,000円

3 資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高萩市建設工事等入札参加資格審査事項（平成8年高萩市告示第12号）に基づき、一般競争入札参加資格の有資格者（単体）であること。
- (2) （令和元・2年度）競争入札参加資格者名簿において、「調査・測定・検査」のうち「市場調査・計画策定」に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 過去10年以内（平成21年度から平成30年度まで）に、地方公共団体における総合計画及び総合戦略策定支援業務を元請で受注した実績を有する者であること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (7) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

4 プロポーザルに関する日程

令和元年 7月 2日（火）	質問受付開始 企画提案書等受付開始
令和元年 7月 9日（火）	質問受付締切
令和元年 7月16日（火）	質問に対する回答
令和元年 7月26日（金）	企画提案書等受付締切
令和元年 7月31日（水）	一次審査合格者発表（予定）
令和元年 8月 6日（火）	企画提案プレゼンテーション（予定）
令和元年 8月 9日（金）	優先交渉権者の発表（予定）

5 質問の受付及び回答

本要領に関する質問は、次により行う。

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を記載の上、電子メールで「12 事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 受付期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月9日（火）17時まで

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、質問及び回答を高萩市公式ホームページ（www.city.takahagi.ibaraki.jp/）で公表する。但し、公表に際しては、事業者名（質問者名）は公表しない。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託に係る企画提案提出書（様式第2号）
- ② 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ③ 企画提案書（任意様式）
- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ 配置予定者調書（任意様式）
- ⑥ 業務実績書（任意様式）
- ⑦ 参考見積書（任意様式）

※①～⑦の資料を1冊にまとめ、正本1部（代表者印押印のもの）、副本14部（正本の写し）、合計15部を提出すること。なお、正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

(2) 受付期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月26日（金）まで（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」

という。)を除く。)で、いずれも午前9時から17時まで(ただし、12時から13時を除く。)とする。(郵送の場合は必着)

(3) 提出方法

「12 事務局」まで持参又は郵送(簡易書留に限る。)とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

「(1) 提出書類及び提出部数」については、次の事項を遵守すること。

- ① 企画提案は、1者1提案とする。
- ② 「③企画提案書」に記載する提案内容は、「第5次高萩市総合計画」及び「第1期高萩市創生総合戦略」を踏まえたものとする。
- ③ 「③企画提案書」は、A4版縦、両面カラー印刷、文字サイズ11ポイント以上、30ページ(15枚)以内、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。なお、一部、A3版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にして綴じ込むこと。但し、A3版1枚につき、2ページ分とみなすものとする。
- ④ 「③企画提案書」の作成は、次の事項を満たすものとする。
 - ア 表紙及び目次を付すこと。この場合、ページ数の算定には含めない。
 - イ 別紙「仕様書」等を踏まえ、事業者の識見を活かした具体的な支援内容について記載すること。
 - ウ その他、提案事項や特にアピールしたい事項を記載すること。
- ⑤ 「⑤配置予定者調書」に記載については、本業務を実施するにあたり、技術者の人数や実務経験年数など、業務実施体制を記載すること。
- ⑥ 「⑥ 業務実績書」に記載する受注実績とは、地方公共団体における総合計画及び総合戦略の策定支援業務を完了したものとする。
- ⑦ 「⑦ 参考見積書」に記載する参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、各会計年度の内訳及び見積額の積算根拠についても記載すること。なお、消費税の税率は8%で積算するものとする。

7 一次審査(書類選考)

(1) 選定方法

第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、評価基準「3 評価基準及び配点 (1) 一次審査(書類審査)」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査を行う。なお、一次審査合格者は上位3者以内とする。

(2) 結果通知

審査結果については、結果に関わらず、令和元年7月31日(水)(予定)に、第6次高萩市総合計画及び第2期高萩市創生総合戦略策定支援業務委託に係る企画提案提出書(様式第2号)に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

8 二次審査(プレゼンテーション)

(1) 選定方法

評価委員会が、評価基準「3 評価基準及び配点 (2) 二次審査(プレゼンテーション)」に基づき、提案者から提出された企画提案書等及び提案者プレゼンテーションにより評価する。

その後、評価結果に基づき、評価委員会全体で審議のうえ、最も優れている提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和元年8月6日(火) 予定

※時間・場所等の詳細については、対象者に別途通知する。なお、順番は企画提案書等の提出順とする。

(3) 1者あたりの時間配分

- ・企画提案プレゼンテーション 20分以内
- ・企画提案に対する質疑応答 15分程度

(4) 出席者

1者3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受注した場合の主任技術者は必ず出席すること。

(5) 選定結果の通知

評価委員会による選定結果は、すべての提案者に書面で通知する。

(6) その他

- ・プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するので、パソコン等は提案者が用意すること。
- ・視聴覚機器の準備及び片付けについては5分程度を目安とし持ち時間には算定しないが、準備及び片付けに著しく時間を要し審査に影響が出る場合は、退出を命じることも有るので注意すること。
- ・プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差替えは認めない。

9 契約の締結

評価委員会による選定結果に基づき、本市が第1優先交渉権者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、本市は第2優先交渉権者と契約に向けた交渉を行う。

10 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者より提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施のみに使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 提出された申請書等の取扱いは、高萩市情報公開条例(平成12年条例第47号)に基づく。企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにすること。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (7) 審査結果の公表にあたっては、市公式ホームページにおいて、第1優先交渉権者名及び審査結果の概要(合計点等)のみを公表する。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

- (1) 「3 資格要件」に記載している要件を満たさなかった場合。
- (2) 企画提案書等の提出書類全てを提出期限までに提出されない場合。
- (3) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 参考見積額が見積限度額を超えている場合。
- (5) その他、評価委員会において不相当と認められた場合。

1 2 事務局

高萩市企画部企画広報課 企画グループ

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1

電話：0293-23-2118

メール：kikaku@city.takahagi.lg.jp